

令和 7 年度 清須市地域包括支援センター事業計画（案）

【令和 7 年度事業目標】

（１）包括的な支援体制の充実

- ・団塊の世代が 75 歳以上に到達し、独居及び高齢者世帯が増加する中で、清須市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が複数センター制である利点を生かし、日常生活圏域の状況把握に努めるなど早期の課題解決を目指す。
- ・高齢者見守り活動協定締結事業者、高齢者見守り活動に取り組んでいるブロック又は自治会、ボランティア団体等地域における関係者とのネットワークの構築、連携強化に努める。
- ・相談援助技術や家族支援等の専門研修、多職種連携に繋がる周辺領域の研修等の受講を通じ、職員一人一人のケース対応力の強化を図る。

（２）権利擁護支援機能の強化と、成年後見制度の利用促進

- ・清須市成年後見支援センター（以下「後見支援センター」という。）と連携し、成年後見制度の利用促進に向けた支援を行う。
- ・権利擁護対応が必要な方に早期の段階から適切な情報が届くよう、後見支援センターと連携した相談支援・啓発を実施し、権利擁護支援機能の強化を図る。

（３）認知症の方に対する支援体制の充実

- ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を支援する関係者の連携を図るとともに、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援を行うなど、認知症施策を総合的に推進する。
- ・市や認知症キャラバンメイト、認知症サポーター等の認知症の方を支える関係機関や地域の人材と連携を図り、認知症に関する啓発活動を実施することで、地域における認知症の方とその家族への見守り支援の充実を図る。
- ・オレンジサポートチームと連携し、認知症の方とその家族に寄り添い早期に必要な支援に繋がるよう、相談支援を行う。
- ・認知症の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、それぞれのセンターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人への効果的な支援体制の確立と認知症ケアの向上を図る。

（４）生活支援、就労的活動支援コーディネーターとの連携した地域づくり

- ・地域ケア個別会議や、各センターに寄せられる地域情報を通じて顕在化した圏域ごとの地域課題について、市や生活支援コーディネーター等と連携して政策提言に繋げる。
- ・高齢者の状態や特技を基軸にした就労的活動を推進し、役割がある形での高齢者の社会参加等が行えるよう、就労的活動支援コーディネーターと連携を図る。

【令和7年度事業計画】

1. 地域支援事業

1) 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態及び必要な支援などを幅広く把握し、相談を受け、介護保険のサービスにとどまらず、地域における保健・医療・福祉関係機関等の利用につなげるなどの支援を行う。

①総合相談

地域の身近な相談窓口として、本人・家族・近隣住民・地域のネットワーク等を通じて様々な相談を受け、的確な状況把握を行い迅速に対応する。また、個別の事情に応じ伴走支援を行い、専門的・継続的に相談に応じる。

②地域におけるネットワークの構築

ア ネットワークの構築

- a 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉関係機関等の利用に繋げ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を予防するために、地域における関係者とのネットワークの構築を図る。
- b 高齢者見守り活動協定を締結した事業者、高齢者見守り活動に取り組んでいるブロックまたは町内会、ボランティア団体及び寿会などの関係機関から対象者の情報提供があった場合、速やかに対応できるよう、日ごろからの連携を強化する。

イ 地域住民の啓発活動

地域住民が必要な情報を共有し、互助的な地域の連帯及び、個人を尊重・理解するために必要な啓発活動を行う。また、社会的活動（ボランティア等）を希望する高齢者の把握を行う。

③実態把握

高齢者世帯への個別訪問、家族・親族や近隣住民、民生委員からの情報、出前講座などで地域に出向いた際の情報などにより、支援が必要な世帯の実態を把握し、早期に対応する。

(具体的な業務内容)

○相談業務 **重点業務**

- ・複数センター制の利点を生かし、市民に身近な圏域で来所、電話、訪問等によるさまざまな相談に応じ、適切な機関や制度、サービスにつなぎ継続的にフォローしていく。
- ・個別の事情や地域が抱える課題にも着目し、複合的な課題に対し多角的な視点から適切な窓口や社会資源に迅速に繋がれるよう、必要な相談、伴走支援を行うとともに関係機関との連携を深める。
- ・積極的に地域に出向き相談に応じると共に、保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を生かした「チームアプローチ」を基本として対応を行う。

○職員の資質向上のための研修体制の整備 **重点業務**

- ・職員の専門性、対応能力の向上を図るため、職種及び経験年数を踏まえて研修計画を作成し、研修や実践を通じて、職員の資質向上に努める。

○地域住民への広報・啓発 **重点業務**

- ・その人らしい暮らしが尊重されるよう、生活支援コーディネーターと連携して市民・企業等を広く対象とした出前講座等を実施し、啓発活動を推進する。
- ・市民にとって相談窓口が身近な存在となるよう、広報活動等を積極的に実施し、担当する職員の顔を知ってもらい、気軽に相談できる体制整備に努める。
- ・認知症相談窓口として出前講座や地域の通いの場で積極的に広報し、市民・関係者への認知度向上を図る。

(2) 権利擁護業務

高齢者が生活にさまざまな困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、後見支援センター、近隣住民・民生委員・介護支援専門員・弁護士・司法書士等と連携を図り、専門的・継続的に支援を行う。

①成年後見制度の利用促進

後見支援センターと連携し制度利用促進を図るとともに、本人・親族による申立てが困難な場合は市に報告し、後見支援センターと連携して対応することとし、その福祉を図るために特に必要があると認められるときは審判の申立ての要請を行う。

②老人福祉施設等への措置

高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市と連携を図り支援する。

③高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図り、適切な対応を行う。

④困難事例への対応

重層的な課題を抱える世帯並びに高齢者自身が支援を拒否している場合などの困難事例を把握した場合は、センターの専門職が相互に連携するとともに、市及び関係機関と連携して対応する。

⑤消費者被害防止

消費者被害を未然に防止するため、市の消費生活相談員や警察などから情報を収集し、民生委員・介護支援専門員・訪問介護員等に必要な情報を提供する。また、消費者被害の事例を把握した場合は、市へ報告し、関係機関と連携して対応する。

⑥認知症高齢者への対応

センターは、認知症に関する正しい理解を促進し、認知症になっても安心して暮らせる地域を実現するために、「予防」「共生」に重点をおき、地域における啓発活動に積極的に取り組む。

(具体的な業務内容)

○高齢者虐待の防止及び対応

- ・ 高齢福祉課や関係機関との連携のもと、緊急対応や家庭訪問などを行う。
- ・ 高齢者虐待に関する各種会合への参加
(高齢者虐待連絡調整会議、高齢者虐待防止ネットワーク協議会等)
- ・ 高齢者虐待を未然に防止するための PR 活動
(虐待防止パンフレットの配布、広報誌・ホームページ等への掲載等)

○消費者被害の防止及び対応

- ・ 消費者被害防止のための情報収集、啓発活動
(広報紙・ホームページ等への掲載、チラシの配布等)

○判断能力が不十分な方への支援

- ・ 後見支援センターと連携した、判断能力が不十分な方への相談支援
(権利擁護に関する諸制度の説明、成年後見制度利用支援に向けた専門機関との連携等)
- ・ 早期の段階から権利擁護に関する情報が市民に行き届くための、情報収集と発信、啓発活動
(関連制度チラシの収集と配布、後見センターと連携した出前講座等)

○専門機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）との連携強化（会議、研修参加等）

○権利擁護に関する研修会への参加

- ・ 対応する職員の資質向上を図るため、研修会等に積極的に参加する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員・主治医・地域の関係機関等の連携並びに在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働により支援する。また、個々の高齢者の状況や変化に応じて主任介護支援専門員が中心となり、自立支援・重度化防止の視点に立ち、包括的かつ継続的に支援するケアマネジメントを行い、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行う。

①包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実現するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員に、地域のサロン・寿会活動・健康づくりサークル・ボランティア活動など介護保険サービス以外のさまざまな社会資源が活用できるよう情報を提供する。

②地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が情報交換等を行う機会を設けることで、介護支援専門員のネットワークの構築を図る。

ア. 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。また、介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携し、情報提供や研修会等を実施する。

イ. 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討した上で、指導助言等を行うなど介護支援専門員が自らの解決能力を高め、困難事例の解決の糸口を見出し、必要な連携・協力・支援を作り出せるように後方支援を行う。

(具体的な事業内容)

○関係機関との連携強化

- ・民生委員との連携強化
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係機関との連携強化
- ・弁護士、司法書士など各種専門職との連携強化
- ・介護サービス提供事業所との連携強化

○介護支援専門員の資質向上を目的とした研修会の開催

- ・高齢者事業等説明会の開催（年1回 5月）
- ・介護支援専門員研修会の開催（年1回 11月）

○居宅介護支援事業所への相談指導および連携強化

- ・対応困難ケースの地域ケア会議の開催（随時）
- ・ケアまる会きよすの活動支援（役員会への参加、会主催事業の開催支援、包括職員の講師派遣）

(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

事業対象者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）のほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、その状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

(具体的な事業内容)

○介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を実施

- ・自立支援、重度化防止の視点を持ち、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように支援する。
- ・委託先の指定居宅介護支援事業所が、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを実践できるよう、日常的に相談指導を行うと共に、センターが主催するケアマネ研修会やケアまる会きよすが実施する勉強会等の機会を活用し、介護予防・日常生活支援総合事業の理解促進に努める。
- ・要支援者等の自立支援・重度化防止のため、リハビリ専門職と連携してアセスメント強化を図る。
- ・地域福祉係と連携し、地域のサロン活動、寿会活動、健康づくり自主サークル、ボランティア活動など、様々な社会資源を把握し、情報提供と利用への助言を行う。また、生活支援コーディネーターやリハビリ専門職等と連携してセルフケアに資する取り組みを収集・集約し、自宅で行える介護予防の取り組みの発信を行う。

(5) 認知症総合支援事業の推進

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を支援する関係者の連携を図るとともに、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援を行うなど、認知症施策を総合的に推進する。

①認知症初期集中支援推進事業

認知症の人とその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」と連携し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実を図る。

②認知症地域支援推進員配置事業

認知症の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、それぞれのセンターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人への効果的な支援体制の確立と認知症ケアの向上を図る。

(具体的な事業内容)

○認知症に関する理解促進、啓発活動 **重点業務**

- ・認知症初期集中支援チーム（オレンジサポートチーム）及び認知症地域支援推進員、認知症キャラバンメイト、認知症サポーター等、認知症の方を地域で支える関係機関と連携を図り、認知症に関する啓発活動を行う。
- ・認知症地域支援推進員養成研修の受講
- ・市民への認知症理解、普及啓発
- ・福祉実践教室への協力
- ・世界アルツハイマーデー及び月間での認知症に関する普及啓発
- ・若年性認知症理解の普及啓発

○早期発見・早期対応・医療体制の整備 **重点業務**

- ・総合相談において、認知症の方の早期発見に意識的に取り組み、必要な支援を行う
- ・認知症初期集中支援チームの運営
- ・各センターへの認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症疾患医療センターとの連携

○認知症の人の介護者の負担軽減 **重点業務**

- ・家族介護者交流カフェ&オレンジカフェ、介護講座、リフレッシュ事業への
- ・福祉カフェ実施機関との連携・協力体制の強化。

○地域支援体制の強化 **重点業務**

- ・チームオレンジの構築支援
- ・若年性認知症本人の集いへの協力
- ・介護予防の啓発と地域の通いの場への参加促進を図る

2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要であり、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築する。

①地域ケア会議の充実

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、その他関係者や、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア会議については、市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら取り組みを推進し、センター及び市内居宅介護支援事業所から提出される個別ケースの検討事例の解決及び地域の介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメント力の向上を図り、地域が抱える課題等の報告を行う。

②在宅医療・介護連携の推進

医療や介護の関係機関との多職種連携により、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことが出来るように市や西名古屋医師会と協力しながら、在宅医療・介護連携推進事業において構成される取り組みを継続的に実施し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進する。

③生活支援体制整備事業の推進

ア 生活支援コーディネーターとの連携

生活支援コーディネーター及び関係機関と連携を図りながら、地域の課題の抽出及びその解決に向け地域づくりを推進する。

イ 就労的活動支援コーディネーターとの連携

就労的活動支援コーディネーター及び関係機関と連携を図りながら、高齢者の状態や特技を基軸にした就労的活動を推進し、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進させる。

④地域包括ケアシステム構築のための施策推進会議への出席

市が実施する施策推進会議へ出席し、地域の課題を発見し、地域づくり、資源開発、政策形成について、市や関係機関とともに検討する。

(具体的な事業内容)

○地域ケア個別会議の設置及び運営

- ・個別ケースの検討を通じ、課題の解決及び地域の介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメント力の向上を図り、地域が抱える潜在的な課題を発見することを目的とし、市や関係機関と連携のもと、地域ケア個別会議を開催する。

(定期開催：年5回 6月・8月・10月・12月・2月)(随時開催：通年)

○市や生活支援コーディネーター(地域福祉係)等との連携を通じた地域づくりの支援

(定例会の月1回の定期開催)

- ・事例を通じて顕在化した地域課題について、生活支援コーディネーター(地域福祉係)との連携や「協議体」での協議により政策提言を行い、地域づくりの一端を担う。

○多職種研修会の開催(年1回)

- ・居宅介護支援事業所、医療機関、民生委員、介護サービス提供事業所等を参加対象とし、関係機関間の連携強化とケアマネジャーの資質向上を目的に、多職種連携に関する研修会を開催する。

○地域包括ケアシステム構築のための施策推進会議への出席

- ・市が実施する施策推進会議へ出席し、地域の課題を発見し、地域づくり、資源開発、政策形成について、市や関係機関とともに検討する。

2. 指定介護予防支援業務

介護予防サービスを効果的に利用することによって、要介護状態にならないよう適切な介護予防支援を実施する。介護予防サービスが開始された後には、適宜モニタリングを行い、プランに位置づけた期間が終了した際には評価する。また、居宅介護支援事業所との連携を強化し、要支援・要介護の流れを潤滑にできるよう日常的に連携して支援を行う。

(具体的な事業内容)

○介護予防サービス・支援計画書を作成

- ・自立支援、重度化防止の視点を持ち、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように支援する。

○指定居宅介護支援事業者への業務委託

- ・増加する要支援認定者の介護予防給付ケアマネジメントに、迅速かつ適切に対応するために、必要に応じ指定居宅介護支援事業所へ業務委託を行う。

3. 任意事業

(1) 家族介護者交流事業 【家族介護支援事業】

家族介護支援事業の一環として、在宅で高齢者等を介護している方、介護を受けている方が、日ごろの悩みを打ち明けたり、介護の知識や技術について学んだり、情報を共有したりなど、相互に交流する機会を提供する。

(具体的な事業内容)

○家族介護者交流&認知症カフェ

重点業務

- ・高齢者等を介護している方や認知症の方など、どなたでも参加できる集いの場を市民に身近な圏域で開催する。(毎月1回 年12回 ※4地区ごとに毎月会場を変えて実施する。)

○リフレッシュ事業(介護者向け)

- ・在宅で高齢者等を介護している方を対象に、介護負担の軽減とリフレッシュを図ることを目的として日帰り旅行を実施する。(年1回 11月)

○介護講座

- ・清須市民の方を対象に、介護の知識や技術についての学びの場として実施する。
(年2回 7月、9月)

○仕事と介護の両立のための支援

- ・仕事をしながら介護を行っている介護者に対し、両立のための制度等の紹介、パンフレット等の情報提供や相談支援を行い、介護離職を防ぐよう努める。

(2) 住宅改修理由書作成業務(要支援・要介護)

介護保険制度を利用した住宅改修を希望する要支援・要介護認定者に対し、相談に応じ、住宅改修理由書作成など必要な支援を行う。

4. 業務評価

地域包括支援センター業務評価結果をまとめ、清須市地域包括支援センター運営協議会で報告を行う。

5. その他の業務

(1) 車椅子貸出事業（財源は共同募金配分金）

一時的に車椅子を必要とする方に対し無料で車椅子を貸し出しする社協事業。貸し出しに係る事務を行う。

6. 会合、研修等

(1) 市が主催する定例会・委員会・協議会等への出席

・清須市地域包括支援センター運営協議会等

(2) 各種研修会及び会議への参加（研修の強化による、職員の対応力の強化）

(3) 地域包括支援センター職員会議（毎月1回実施）

(4) 法人内部の連携体制の強化（社協相談支援業務ネットワーク会議の企画及び運営）

(5) 感染症や災害発生時の対応力の強化（BCPの運用と研修会の実施）